

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）</p> <p>第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、<u>五十一万円</u>とする。</p> <p>2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、<u>十四万円</u>とする。</p> <p>3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、<u>十二万円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）</p> <p>第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、<u>五十万円</u>とする。</p> <p>2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、<u>十三万円</u>とする。</p> <p>3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、<u>十万円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>

法第四十五条 の二第一項	略	若しくは雑 損失の金額の控除	若しくは雑 損失の金額 の控除、 附則第四条	略	法第四十五条 の二第一項第 八号	前各号に掲げるものほ か、	略	法第四十五条 の二第三項	略	若しくは雑 損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額 の控除、 附則第四条第 四項に規定する通算後譲 渡損失の金額の控除
<p>20 13 19 略</p> <p>法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>											
法第三百十七 条の二第一項	略	若しくは雑 損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額 の控除、 附則第四条	略	法第四十五条 の二第一項第 八号	前各号に掲げるものほ か、	略	法第四十五条 の二第三項	略	若しくは雑 損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額 の控除、 附則第四条第 四項に規定する通算後譲 渡損失の金額の控除

法第四十五条 の二第一項	略	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは附則第四条	略	法第四十五条 の二第一項第 六号	前各号に掲げるものほ か、	略	法第四十五条 の二第三項	略	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除又は附則第四条第四 項に規定する通算後譲渡損 失の金額の控除
<p>20 13 19 略</p> <p>法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>											
法第三百十七 条の二第一項	略	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは附則第四条	略	法第四十五条 の二第一項第 六号	前各号に掲げるものほ か、	略	法第四十五条 の二第三項	略	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除又は附則第四条第四 項に規定する通算後譲渡損 失の金額の控除

法第三百十七 条の二第一項 第八号	前各号に掲げるもののほ か、	第十項に規定する通算後讓 渡損失の金額の控除
法第三百十七 条の二第三項	雑損失 の金額の控除	附則第四条第十項に規定す る通算後讓渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		
	雑損失の金額 の控除、附則第四条第十 項に規定する通算後讓渡損 失の金額の控除	

(特定居住用財産の讓渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五 条の二第一項	略	略
損失の金額の控除	若しくは雑	若しくは雑損失の金額 の控除、附則第四条 の二第四項に規定する通算

法第三百十七 条の二第一項 第六号	前各号に掲げるもののほ か、	第十項に規定する通算後讓 渡損失の金額の控除
法第三百十七 条の二第三項	又は同条第九項に規定す る純損失若しくは雑損失 の金額の控除	附則第四条第十項に規定す る通算後讓渡損失の金額の 控除に関する事項その他
略		
	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除又は附則第四条第十 項に規定する通算後讓渡損 失の金額の控除	

(特定居住用財産の讓渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 略

2～10 略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五 条の二第一項	略	略
損失の金額の控除	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは附則第四条 の二第四項に規定する通算

法第四十五条 の二第二項第 八号	前各号に掲げるものほ か、	後譲渡損失の金額の控除	略	法第四十五条 の二第三項	の金額の控除	雑損失	雑損失の金額 の控除、附則第四条の二 第四項に規定する通算後譲 渡損失の金額の控除	他	附則第四条の二第四項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他

12  
18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条 の二第二項第 六号	前各号に掲げるものほ か、	後譲渡損失の金額の控除	略	法第四十五条 の二第三項	又は同条第九項に規定す る純損失若しくは雑損失 の金額の控除	雑損失	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除又は附則第四条の二 第四項に規定する通算後譲 渡損失の金額の控除	他	附則第四条の二第四項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除に関する事項その 他

12  
18 略

19 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十七 条の二第二項	前各号に掲げるものほ か、	後譲渡損失の金額の控除	略	法第三百十七 条の二第二項	損失の金額の控除	若しくは雑	若しくは雑損失の金額 の控除、附則第四条 の二第十項に規定する通算 後譲渡損失の金額の控除	他	附則第四条の二第十項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除

法第三百十七 条の二第二項	前各号に掲げるものほ か、	後譲渡損失の金額の控除	略	法第三百十七 条の二第二項	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	雑損失	同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは附則第四条 の二第十項に規定する通算 後譲渡損失の金額の控除	他	附則第四条の二第十項に規 定する通算後譲渡損失の金 額の控除

第八号	法第三百十七 条の二第三項 の金額の控除	雑損失 の金額の控除、 附則第四条の二 第十項に規定する通算後讓 渡損失の金額の控除	他 額の控除に関する事項その 他
-----	----------------------------	--	------------------------

(上場株式等に係る讓渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条 の二第一項第 八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の二の六第 五項に規定する上場株式等 に係る讓渡損失の金額の控 除に関する事項その他
	略	略	略

13  
～  
25  
略

第六号	法第三百十七 条の二第三項 の金額の控除	又は同条第九項に規定す る純損失若しくは雑損失 の金額の控除	他 額の控除に関する事項その 他
-----	----------------------------	--------------------------------------	------------------------

(上場株式等に係る讓渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条 の二第一項第 七号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の二の六第 五項に規定する上場株式等 に係る讓渡損失の金額の控 除に関する事項その他
	略	略	略

13  
～  
25  
略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第三百十七 条の二第一項 第八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の二の六第 十五項に規定する上場株式 等に係る譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
	略		

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2～15 略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条 の二第一項第 八号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の三第三項 に規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除に関
	略		

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第三百十七 条の二第一項 第七号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の二の六第 十五項に規定する上場株式 等に係る譲渡損失の金額の 控除に関する事項その他
	略		

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2～15 略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	法第四十五条 の二第一項第 七号	前各号に掲げるものほ か、	附則第三十五条の三第三項 に規定する特定株式に係る 譲渡損失の金額の控除に関
	略		

<p>17 32 略</p> <p>略</p> <p>する事項その他</p>	<p>33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="746 206 1013 403"> <p>法第三百十七 条の二第一項 第八号</p> </td> <td data-bbox="746 403 1013 745"> <p>前各号に掲げるものほ か、</p> </td> <td data-bbox="746 745 1013 1106"> <p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	<p>法第三百十七 条の二第一項 第八号</p>	<p>前各号に掲げるものほ か、</p>	<p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p>	略			<p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>第十八条の七の二 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>法第四十五条</p> <p>略</p>
<p>法第三百十七 条の二第一項 第八号</p>	<p>前各号に掲げるものほ か、</p>	<p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p>								
略										

<p>17 32 略</p> <p>略</p> <p>する事項その他</p>	<p>33 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="746 1160 1013 1357"> <p>法第三百十七 条の二第一項 第七号</p> </td> <td data-bbox="746 1357 1013 1700"> <p>前各号に掲げるものほ か、</p> </td> <td data-bbox="746 1700 1013 2067"> <p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	<p>法第三百十七 条の二第一項 第七号</p>	<p>前各号に掲げるものほ か、</p>	<p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p>	略			<p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>第十八条の七の二 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>法第四十五条</p> <p>若しくは同条第九項に規 略</p> <p>同条第九項に規定する純</p>
<p>法第三百十七 条の二第一項 第七号</p>	<p>前各号に掲げるものほ か、</p>	<p>附則第三十五条の三第十 一項に規定する特定株式に係 る譲渡損失の金額の控除に 関する事項その他</p>								
略										

<p>9 ～ 16 略</p> <p>17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	略	<p>の二第一項</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除</p>
		<p>法第四十五条の二第一項第八号</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、</p>	<p>附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他</p>
		<p>法第四十五条の二第三項</p>	<p>金額の控除 雑損失の金額の控除</p>	<p>雑損失の金額の控除、附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除</p>

<p>9 ～ 16 略</p> <p>17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	略	<p>の二第一項</p>	<p>定する純損失若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除</p>
		<p>法第四十五条の二第一項第六号</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、</p>	<p>附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他</p>
		<p>法第四十五条の二第三項</p>	<p>又は同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除</p>	<p>同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は附則第三十五条の四の二第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除</p>



略	法第三百十七 条の二第二項	若しくは雑 損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額 の控除、附則第三十 五条の四の二第七項に規定 する先物取引の差金等決済 に係る損失の金額の控除
	法第三百十七 条の二第三項	雑損失 の金額の控除	附則第三十五条の四の二第 七項に規定する先物取引の 差金等決済に係る損失の金 額の控除に関する事項その 他
略	法第三百十七 条の二第二項	若しくは同条第九項に規 定する純損失若しくは雑 損失の金額の控除	、同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは附則第三十 五条の四の二第七項に規定 する先物取引の差金等決済 に係る損失の金額の控除
	法第三百十七 条の二第三項	又は同条第九項に規定す る純損失若しくは雑損失 の金額の控除	、同条第九項に規定する純 損失若しくは雑損失の金額 の控除又は附則第三十五条 の四の二第七項に規定する 先物取引の差金等決済に係 る損失の金額の控除

附則第三条による改正（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号））

改 正 案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行令第七条第七号及び第七条の十五の九の改正規定、同条を同令第七条の十五の十四とする改正規定、同令第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る改正規定、同令第七条の十五の六の改正規定、同条を同令第七条の十五の十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十五の五の改正規定、同条を同令第七条の十五の十一とする改正規定、同令第七条の十五の四を削る改正規定、同令第七条の十五の三の改正規定、同条を同令第七条の十五の十とする改正規定、同令第七条の十五の二の改正規定、同条を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十五の改正規定、同条を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七条の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十条の二の四第一項第二号の改正規定並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定 平成二十五年一月一日</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行令第七条第七号及び第七条の十五の九の改正規定、同条を同令第七条の十五の十四とする改正規定、同令第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る改正規定、同令第七条の十五の六の改正規定、同条を同令第七条の十五の十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十五の五の改正規定、同条を同令第七条の十五の十一とする改正規定、同令第七条の十五の四を削る改正規定、同令第七条の十五の三の改正規定、同条を同令第七条の十五の十とする改正規定、同令第七条の十五の二の改正規定、同条を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十五の改正規定、同条を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七条の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十条の二の四第一項第二号及び第四十八条の七の改正規定並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定 平成二十五年一月一日</p>

(個人の市町村民税に関する経過措置)

第三条の二 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の個人の市町村民税に限り、新令第四十八条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

第一項	同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条	同項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金について

<p>第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について</p>	<p>同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるもの</p>	<p>同号二に規定する事由の範囲</p>
<p>第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三</p>	<p>第七条の十五の七の規定は同項第五号の三</p>	
<p>第七条の十五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条の十五の二中</p>	<p>第七条の十五及び第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号二」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号二」と、第七条の十五の七</p>	
<p>「法第三十四条第八項第二号二」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号</p>		

	第二項
<p>二」と、第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ロ」と、「法第三十四条第八項第三号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第三号」と、第七条の十五の五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条の十五の六</p>	<p>第七條の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号</p>
<p>第七條の十五の六</p>	<p>第七條の十四の三に規定する共済制度とし、同項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七條の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生</p>

---

---

---

命共済に係る契約は第七條の十五の二第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号二に規定する政令で定める保険契約は第七條の十五の二第三項に規定する保険契約とし、同号八に規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する契約は第七條の十五の三に規定する契約とし、同号ホに規定する退職年金に類する契約で政令で定めるものは第七條の十五の五に規定する契約とし、法第三百十四條の二第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは第七條の十五の六第一項に規定する契約とし、同号ハに規定する政令で定める要件は第七條の十五の六第二項に規定

---

---

	<p>第七條の十五の七</p>	<p>する要件とし、法第三百十 四條の二第一項第六号</p>
<p>第三項</p>	<p>第七條の十五の九第四項の 規定は法第三百十四條の二 第八項第三号ロに規定する 政令で定めるものについて 、第七條の十五の十二の規 定は同項第四号に規定する 年金を給付する定めのある 契約で政令で定めるものに ついて、第七條の十五の十 三の規定は同号ハに規定す る政令で定める要件につい て準用する。この場合にお いて、第七條の十五の十二 中「法第三十四條第八項第 一号イ」とあるのは「法第 三百十四條の二第八項第一 号イ」と、「法第三十四條 第八項第一号ロ」とあるの は「法第三百十四條の二第 八項第一号ロ」と、「法第</p>	<p>第七條の十五の八 法第三百十四條の二第八項 第二号に規定する政令で定 める共済に係る契約は、第 七條の十五の九に規定する 契約とする</p>

三十四条第八項第一号ハ

とあるのは「法第三百十四  
条の二第八項第一号ハ」と

「法第三十四条第一項第  
五号ハ」とあるのは「法第

三百十四条の二第一項第五  
号ハ」と読み替えるものと

する